

2019年10月28日

セルソース株式会社

代表取締役社長 榎本 理人

問合せ先： 経営管理本部 03-6455-5308

<https://www.cellsource.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、「コーポレート・ガバナンス」を、「株主、従業員、取引先、取引先医療機関の患者様、消費者、地域社会等、全てのステークホルダーの利益の総和を最大限に尊重し、公平かつ迅速な情報開示を行う」ことと、「革新的・持続的な成長と長期安定的な企業価値の拡大を達成する」こととを同時に達成するための組織体制と企業倫理醸成の仕組み作りと位置付けております。

また、当社の役員・従業員は、それぞれの役割を理解し、継続的にコンプライアンス意識の向上を図るとともに、内部統制システムを整備・運用していくことにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山川 雅之	964,800	50.25%
榎本 理人	264,000	13.75%
シリアルインキュベート株式会社	211,200	11.00%

支配株主（親会社を除く）名	山川 雅之
---------------	-------

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京マザーズ
決算期	10 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

少数株主保護の観点から、支配株主と取引を行う場合は、取引理由、取引の必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行うこととしております。また、必要に応じて弁護士等の外部専門家の意見を求めることで、取引の公正性の確保を図っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村上 憲郎	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村上 憲郎	○	—	村上憲郎は、企業の経営者としての経験が豊富なことから、当社の更なる事業発展及び経営全般に対する助言・提言を行うことができるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在しておらず一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

補足説明

—

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名は常勤監査役であります。監査役会は、毎月1回定例監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。 また、監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的及び必要に応じて随時、情報及び意見交換を行い、それぞれの監査活動の連携、実効性及び効率性の確保を行っております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山下 公央	他の会社の出身者													
小山 秀夫	学者													
尾崎 恒康	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下 公央		—	山下公央は、金融機関のリスク管理及びコンプライアンスを担当する執行役員や、上場企業の社外監査役などを通じて豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しており、当社の事業及び経営全般について、客観的かつ高度な視点から助言・提言を行うことができるものと判断したため社外監査役として選任しております。
小山 秀夫	○	—	小山秀夫は、大学教授としての長年の研究と医療業での専門的な知見を当社の監査に反映することができるものと判断し、社外監査役として選任しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在し

			ておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。
尾崎 恒康		—	尾崎恒康は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、客観的・専門的な視点での問題把握と意見具申により、当社経営を適切に監督することができるものと判断したため社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	
—	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
当社は、業績向上に対する意欲や意識を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、社外協力者
該当項目に関する補足説明	
当社は、業績向上に対する意欲や意識を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。	

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の決定については、株主総会で報酬総額の決議を得ております。また取締役の報酬は、固定報酬と変動報酬で構成され、変動報酬は会社業績と個人の貢献度により、取締役会での決議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは経営管理本部が窓口となり、情報提供を適宜行っております。取締役会に付議される議案については、事前に社外取締役及び社外監査役に対して送付のうえ、必要に応じて議案内容を説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス機構に関する現状の体制については以下のとおりです。

(取締役会)

取締役会は取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、当社経営管理の意思決定機関として法令・定款に定められた事項のほか、経営の基本方針ならびに重要な事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況の監督を行っております。取締役会は原則毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催し、迅速かつ効率的な意思決定を行える体制としております。

(監査役会)

監査役会は社外監査役3名(うち1名は常勤監査役)で構成され、業務監査及び会計監査を行う機関として、監査の方針、監査計画の策定、監査の方法など監査役職務の執行に関する決定を行っております。各監査役は、監査に関する重要な報告を受け協議を行い、又は決議し経営の監視及び監査を行っております。監査役会は、原則毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有により有効かつ効率的な監査を行える体制としております。

(経営会議)

経営会議は、社長を議長とし、社長を含む業務執行取締役3名及び執行役員3名の合計6名で構成され、取締役会決議により委任された事項、取締役会への上程議案、その他経営上重要な事項として社規則で定められた事項を決議しています。経営会議は、原則月1回以上、議案の発生都度、随時開催し、構成員の他、常勤監査役がオブザーバーとして出席するとともに、個別議案に関係する従業員が必要に

応じ出席しております。

(コンプライアンス・リスク協議会)

コンプライアンス・リスク協議会は、社長、業務執行取締役、執行役員、その他社長が指名する役職員により構成され、原則として隔月 1 回開催されています。コンプライアンス・リスク協議会には、構成員の他、常勤監査役及び顧問弁護士が出席し、社長の諮問を受けて、部門横断組織としてコンプライアンス及び経営上のリスクにおいて種々勘案すべき事項及び行動計画等について協議し、社長に対し必要な答申・報告・立案を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。また、取締役会及び監査役会の機能を補完する機関として経営会議とコンプライアンス・リスク協議会を設置しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、株主の方々の十分な議案の検討時間が確保できるよう、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 10 月決算であり、毎年 1 月に定時株主総会を開催しておりますが、より多くの株主の方々が出席可能な開催日を設定する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、検討すべき事項と考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに、定期的に説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けに、定期的に説明会を開催する方針です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項と考えております。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上の IR 専用ページに、決算情報、適時開示情報等を掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理本部が担当しており、経営管理本部長を開示責任者に任命しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、株主、従業員、取引先、取引先医療機関の患者様、消費者、地域社会等、全てのステークホルダーの利益の総和を最大限に尊重することとしており、そのために公平かつ迅速な情報開示を行うことが重要であると認識しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後、検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーの皆様に対して、積極的に会社情報を開示することは上場会社の重大な責務と認識しており、適時・適切な情報開示を行う方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当該株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める内部統制システムの整備に関して、以下のとおり体制の整備をしております。

(取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- ・「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス推進体制や役職員の遵守事項などを明文化することにより、コンプライアンスに対する意識の醸成とその遵守徹底を図っております。
- ・コンプライアンス・リスク協議会において、当社事業の関連する全ての法令を洗い出し、それらのリスク評価とリスク低減策を定期的に実施・策定し、モニタリングしております。同協議会には顧問弁護士がアドバイザーとして出席し、専門的知見で適宜助言を受けております。
- ・常勤監査役が取締役会のみならず、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し、役職員の職務執行状況をタイムリーに把握し、必要に応じて助言を行っております。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- ・「文書保管管理規程」を定め、各種議事録やその他の重要文書等の取締役の職務執行に係る情報は適切に保存、管理しております。
- ・文書管理の責任部署は経営管理本部とし、経営管理本部は文書の保存と閲覧権限を適切に設定し、情報管理を行うとともに、取締役及び監査役からの要請に基づき、速やかに必要文書を閲覧に供することができる体制としております。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- ・「リスク管理規程」を定め、当社の抱える諸リスクの分類、評価、対応、モニタリング方法等を明確化し、リスクに対する管理体制を構築しています。
- ・コンプライアンス・リスク協議会において、「リスク管理規程」に基づき会社に発生し得るリスクを洗い出し、それぞれのリスクごとに「重大性」と「発生頻度」でマトリックス評価の上、リスク受容度を測定、その軽重に応じた対応策を実施する事としています。また、実施した対応策の進捗や効果についても同協議会においてモニタリングする事としています。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ・「取締役会規程」、「経営会議規程」及び「組織規程」において、取締役、経営会議、社長及び業務執行取締役の決議・承認事項並びに職務権限を明確にし、それぞれの会議体の議案が適切に配分されるようにしております。また、経営会議の議案の内容及びその採否の結果は毎月実施される定時取締役会において報告され、経営上の重要な事項は取締役及び監査役に共有される体制としております。
- ・取締役会及び経営会議の事務局を経営管理本部とし、経営管理本部はそれぞれの議案資料の取り纏めと事前配布などにより、議論が効率的に行われるようサポート業務を実施しております。取締役会議案資料につきましては、社外取締役を含め遅くとも会議の3日前までに議案資料を送付、取締役からの要請等必要に応じて資料の事前説明を行う体制としております。

(監査の使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項)

- ・「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」により、監査役会は監査役の職務を補助すべき使用人を置く事を取締役会に要請できる旨定めています。また、監査役より監査業務に必要な情報の提供又は業務の指示を受けた使用人は当該指示の執行にあたり、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

(取締役及び使用人が監査役に報告するための体制)

- ・監査役は取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し、また、稟議書など社内決裁書類を閲覧できる権限を有し、会社経営上重要な事項を常に取り締役と情報を共有できる体制としております。
- ・「監査役会規程」において、監査役会は取締役及び使用人に対し必要な情報を求める事ができる旨規定しております。

(監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

- ・「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び「内部通報制度規程」において、監査役へ報告した者が当該報告をした事を理由として、会社及び取締役は不利な取扱いを行ってはならない旨を定めております。

(監査役の職務の執行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項)

- ・「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、監査役会は監査役の職務の執行について生じる費用を会社に請求できる旨を定めております。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- ・監査役は全て社外監査役であり、独立・中立的な立場で実効的な監査を実施できる体制としております。また、「監査役会規程」において、常勤監査役は職務上知り得た情報を非常勤監査役と共有する旨規定しております。
- ・監査役は、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し必要な情報を聴取するとともに、適宜、社長、業務執行取締役と意見交換を行い相互の意思疎通を図っております。
- ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的及び必要に応じて随時、情報及び意見交換を行い、それぞれの監査活動の連携、実効性及び効率性の確保を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした態度で対応することを徹底します。また、「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力に対する基本方針及び関係を排除するための管理体制、社内調査手続き等について規定しており、反社会勢力の排除を目的として、弁護士や警察等の外部専門機関との連携に努めており、反社会勢力に関する情報収集・管理及び社内体制の整備強化を推進しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

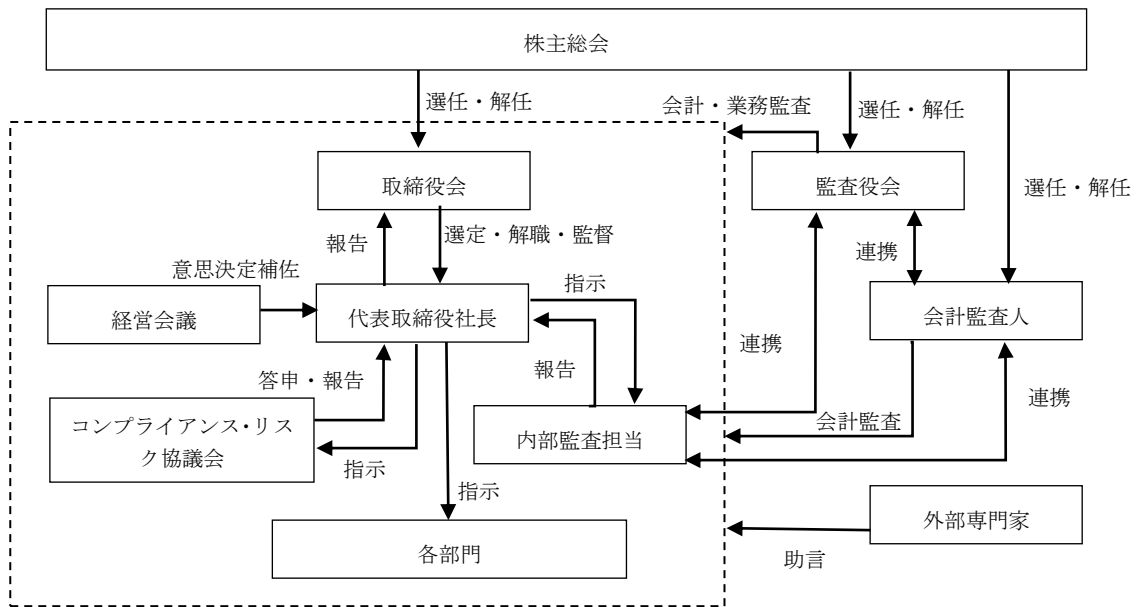
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

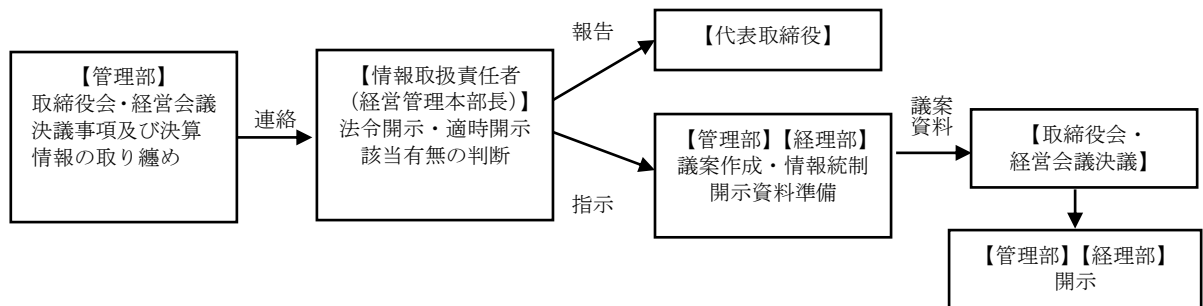
—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報>

